

【台風接近時の対応について】

「台風が、長崎市を通過または接近する可能性が高い場合」(前日判断)

A：長崎市が暴風警戒域に含まれ、市全域にわたって被害が予測される場合

⇒ **市内一斉臨時休業**

B：登校時刻に暴風警報が予測されるが、その後、台風は遠ざかり、暴風警戒解除が予測される場合

⇒ **登校時刻を変更**

「台風が、長崎市を通過または接近する可能性が低い場合」(当日判断)

A：午前6時30分の時点で、警報（暴風・大雨・洪水）が1つでも発令されている場合

⇒ **自宅待機か臨時休業**

B：午前6時30分の時点で、警報が発令されていない（または解除された）場合

⇒ **通常通り登校**

C：午前6時30分の時点で、登校後の午後から警報が発令される可能性が高い場合

⇒ **下校時刻の変更**

お知らせまでの流れ

- ①長崎市教育委員会が、前日午前10時の気象庁予報で判断する。
- ②長崎市教育委員会が、前日正午までに学校へ通知を送る。
- ③学校が、通知を受けてから、お便りや連絡アプリで保護者へお知らせする。

お知らせまでの流れ

- ① 小江原小学校が、当日の気象庁情報等をもとに協議し判断する。
- ② 小江原小学校から、A・Cの場合のみ、速やかに連絡アプリで保護者へお知らせする。

※台風による被害があった場合は、学校までお知らせください。(☎ 848 - 1970)